

【史料1】道家重三郎・黙四郎死道家之山書簡（道家家文書、五一九―一、熊本大学附属図書館所蔵）

（前略）、我等へ先日被下置候御慰勞米も此節県治ニ相成候処ニて、去ル十日ニ藩庁御用も被免、右米も御引上ケニ相成り、大ニ安心致申候、東京詰之面々を始、藩庁御役人杯ハ、知事様尚又県知事可被為

御蒙と見込居候由ニ候へ共、我等抔愚察ニてハ決し而其儀ハ出来申間敷相考へ申候、何様十月比ニ相成不申候而ハ分り兼申候、（中略）、ケ様之御変革之世の中ニ相成候而ハ、一統之人情何事も自由勝ニ相成ルものニ候間、一倍

元知事様へ之御奉公と相心得、如何様ニても苦勞之儀ハ無解退勤可被申候、（細川護久）何も明後日緒方氏出立之由ニ付、返事迄如此ニ候、参ハ後喜万々可申進候、以上、

八月廿五日 （明治四年） 道家之山

道家重三郎殿

同 黙四郎殿

尚々病人多ク有之由、別而保養第一ニ可被致候、以上、

【史料2】幸津蔵「死罪論」（今村直樹「廃藩置県に對する旧熊本藩士の意見書」

『永青文庫研究』三、二〇二〇年。四〇頁）

（前略）、斯クテコソ人氣六ケ敷熊本藩モ老人ヲ不罰シテ、去六月ヨリ当月知事上京迄纔カ十ヶ月ノ間ニ万機之改正先ツ十分ニ行ハレ申候、前文

詔書ニ或ハ其名アツテ其実不挙者アリト被遊候トハ反シテ、如此其実挙リ居候へハ、元知事ヲ県知事ニ歟大參事ト被

仰付候方公平至当ニハ有御座間敷也、（小臣儀）細川氏之旧家臣ニ御座候へハ、

旧主ニ私スル様ニモ聞え可申歟、仰願日ハ天下ノ公論ニ被為掛、公私之界御弁別被成下候様奉願候、今日

朝廷之御運ヒヲ奉伺候ニ、旧君臣之氣習不除時ハ御一新ノ障礙ト相成候故、

治績ノ挙ルモノ不挙モ一般ニ引放シ、急ニ

朝廷（江）思ヒ付候様ノ御仕懸ケ歟ト奉伺候得ハ、乍恐

朝廷之御為メ何程ニ可被為在ヤ、縦令一旦天下（天下）扉然トシテ服シ候共、所謂ル屈服ニテ心服ニテハ無御座候、且旧主ニ薄キ者独リ

朝廷ニ厚キコトハ決而有御座間敷、是前文分殊ノ順序ニテ御座候、（後略）

【史料3】宮崎長蔵死宮崎八郎書簡（荒木精之「宮崎八郎資料控（五）」『日本談義』二一五、一九六一年。三一〜三二頁）

（前略）

一、旧知事様にも不相替浜町に被為有御座、近来共は毎日方々御遊行、高見氏杯も大に間敷由に御座候、大川端に西洋風の二階とも被為建、結構の事に御座候、（細川護久）

御隠居様は不相変今戸と申処に御座被為有、余程御安楽の由に御座候、當時は諸旧藩の知事公も総て当地に集り申候へとも、昔とは違ひ一僕杯にて通行往来大に宜敷事に御座候、若手の人は大体入塾、少々憤発の人は西洋に遊学、（細川護美）實に大平苟且因循の風とは余程相異り、皇国ノ御為メ至極可賀事に御座候、

旧大參事様も最早アメリカへ御着船と奉察候、数年の後、御帰朝被為在候はば、第一層御英名も相頭れ可申、恐悅の事に御座候、熊本当りには段々異論を唱へ、只々細川家を慕ふ人も有之由、實に天下の大勢を不察者にて可笑事に御座候、固より旧来君臣の情は中々不忍儀には御座候へとも、上は天子に

奉対、下は皇国の御為めなれば、其忍び難き処を忍ぶこそ今日細川家に忠を尽すゆえんに御座候へとも、私情を抑えて大義を立て候事、臣子の職分かと奉存候、只目前の変革を以て考申候へば、余程不怪様に御座候へとも、是迄

の国制は皆徳川氏已来纔に二百年余の事にて、其已前三千年に近き間の制度は矢張當時の如き事にて、中央にて覇府国政を専らにし、諸侯は各其土地を私物となす事尤も怪き事に御座候、夫故今日の事は一に至当の御運びにて、大義名分相立、實に愉快の世の中に御座候、私共も是よりこそ實に学問に出精、力も生じ、大に憤発罷在申候、旧君侯の事は必ずしも御氣遣不被為在候様、返すくも奉願上候、（後略）

(明治五年)
四月八日

(宮崎)
八郎百拜

御父上様 膝下

【史料4】大矢野次郎八「口上之覚」(細川家文書、神辰一九番五八—一〇、公益財団法人永青文庫所有、熊本大学附属図書館寄託)

口上之覚

私先祖大矢野次郎八儀、妙解院様御代別祿ニ被召出候家筋ニ御座候、依之今度奉願候儀、御布告ニ者御代々様御武器御取片付ニ相成候由伝承仕候間、何卒為冥加、御先代御三方様之御軍功之御召御具足之内、一領御預リ置申上度、自然御用之節者直ニ差出申候間、此段宜奉願候、已上、

(明治五年)
申正月 大矢野次郎八

【史料5】「雑録 地」(細川家文書、八一—一八五—二)

(朱筆)
「坂本彦兵衛書類」

今般八十余州ノ郡県悉ク

*朝廷ノ布令ヲ奉シ、一轍ノ政道ト变化シタレハ、従前藩庁ノ簿書類ハ総テ不用ト相成、旧臘県庁ヨリ売払有之タル由ノ処、於

細川家ハ数百年ノ所領中、或ハ時世ニ応シ、或ハ時弊ヲ矯メ、布置抑揚至ラサル処ナク、別テ宝曆以来ハ列藩ヨリモ法ヲ取ル程ノ治績、此節跡形ナク亡失イタシテハ、他日国史編集ノ節モ大眼目ノ政治ハ欠如ノ外無之、甚遺憾ノ至ニ就キ、責テ一藩ノ大体ニ関係シ、且大事件ニ亘リタル機密間要用ノ記録ハ存シ置度、依之県庁ニ残リタル分ハ、先ツ玉石ヲ不撰悉皆讓受、又商人所持ノ分モ手ニ入ル丈ケハ買上ケ、合テ目錄ヲ造ル左ノ如シ、
明治五年夏六月

附言

一、事物ハ格別要用ニ無之トモ、君公ノ親筆且重ク取扱ヒ来ル記録等ハ存ス、

(欄外)
一、藩政取扱大略ノ模様ヲ後世ニ示サン為、此節失亡シタル帳名モ記ス、
*「明治五年六月
旧藩ノ記録類保存ノ趣意、坂本意見書取」

【史料6】「奉祠日録」(細川家文書、五—七—七〇—二)

(明治八年)
晴 一月一日 当直 坂本 助番 平川 加番 松本

一、新年ニ付、北岡御守衛之河邊元儀、県士自拝有之候付、五日之間御番被 仰付、罷出候事、
護成様御参拜^{朝九時頃 御参着}、御装束ニ御召替、御拝礼中、御名代トシテ細川興増出方有之、御代拝相濟、自拝退出、午後北岡邸ヨリ樋口定・鬼塚通理・牛島慎哉・佐藤求五出方有之、各東京
上々様方御代拝、且自拝有之、砂取ヨリモ
頭光院様御代拝、宇野貞也出方有之、自拝^茂有之候事、

一、県士之面々自拝罷出候付、河邊元出席、彼是及差図候事、
晴 一月二日 当直 松本 加番 岩佐

一、北岡庶役住江専太・小島俊彦・小糸安三名、其外県士ノ面々都合百廿六名、自拝として罷出候事、

【史料7】「明治九年 日記」(細川家文書、二二—二一九—)

(明治九年)
十月廿五日

一、今午后十二時前、鎮台兵營旧二丸并一寸榎内出火、引統京町・山崎・本山出火有之、右ハ徒党之者集リ、焼討之由ニテ、無程大小之砲勢全ク戦争と相見候内、県士之面々当御邸御守衛として出殿候処、頻リニ炮声強ク、御邸^茂奉氣遣ニ付、密々

御立除奉勸^{夜十一時 過}御打立、久末ヨリ御車被為召、宇土桂原御邸^江御着、直々
御滞留之事、

但、本文混雑中ニ而、

御立除一条いづれ^茂苦心仕、紙上ニ難尽候事、